

明日香村総合計画審議会設置要綱

(目的)

第1条 村長の諮問に応じて、第5次明日香村総合計画（以下「総合計画」という。）について審議するため、明日香村総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 審議会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうち村長が委嘱する。

- (1) 村議会の議員
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 関係団体の役職員
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 一般公募

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問にかかる審議が終了したときとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 審議会の議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年 8月16日から施行する。